

## 機械の通関命令の許可申請（通関手続き前）

1. 通関手続き前の輸入された機械および通関手続き後で事後還付が認められる輸入された機械に対し輸入関税の免税・減税の許可
2. 輸入関税納税の代わりに銀行保証使用の取り消しの許可

## 通関手続き前の通関命令の許可申請手続き

1. eMT Online システムに記入するため、機械の通関命令の許可申請の必要情報を用意する（申請案件はインボイス別にする）

1.1 適格請求書(Invoice)は以下の情報を有すること。

- 適格請求書の番号 (Invoice No)
- 適格請求書の日付(Invoice Date)
- 機械名称/メーカー/スペック/数/単位
- 輸入価格/通貨

1.2 機械輸入日（恩典使用期間内であること）

1.3 輸入する税関局（通関手続きをする税関局）

1.4 輸入国

1.5 外貨為替レート（通貨単位 = タイバーツの換算）

1.6 インボイスにおける順番、輸入申告書における順番

2. eMT Online 上で申請案件を提出し、システムが認可番号（19桁の ๑๗(Or Kor) 番号、例えば、๑๗0907M561000000002）を発行し、電子データ（XML）を共に関税局に送る。

3. 税関の通関手続用の輸入申告書を作成するために、海運代理会社 (Shipping) に認可番号を送る。

